

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	1-2
処分の種類	土地改良財産の管理委託の取消し			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第19条			
処分の概要	土地改良財産の管理委託の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（土地改良財産の管理等に関する規則第19条第1項1号から5号において具体的に規定されてるため。）</p> <p>【参考】 土地改良財産の管理等に関する規則第19条第1項1号から5号 知事は、管理受託財産が次の各号の一に該当したときは、当該管理委託を取り消すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 天災その他の事故により管理受託財産が滅失したとき。 (2) 農用地の転用等に伴い管理受託財産がその本来の用途又は目的に従つて管理する必要がなくなつたとき。 (3) 他の土地改良事業その他の公共の用に供する必要が生じたとき。 (4) 他の土地改良区等に管理を委託し、又は譲与することが適当であると認められるに至つたとき。 (5) 管理受託者が受託に係る義務に違反した場合であつて、知事が管理委託の取消しを相当と認めるとき。 			
基準の制定根拠	—			